

入湯税の使途

入湯税は、地方税法第 701 条の規定により、環境衛生施設等の整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。その使途に基づく事業にかかる一般財源（市負担分）に充当しています。

《入湯税の使途の状況》

入湯税収入額 360千円

(単位：千円)

区 分	令和3年度 決算額	財 源 内 訳				一般財源 (市負担分) のうち 入湯税充当額
		特 定 財 源			一般財源 (市負担分)	
		国県支出金	地方債	その他		
事業費等の内訳 観光協会支援事業	87,695	0	0	0	87,695	360
合 計	87,695	0	0	0	87,695	360